今すぐ透かしを削除する

平成２９年(ワ)第４９５２号　損害賠償請求事件
原告
被告　藤井将登

答　弁　書

平成３０年１月１０日

横浜地方裁判所第７民事部ろ係　御中

〒１１３－００３３
東京都文京区本郷２－１３－１０湯淺ビル７階
ＴＥＬ　０３－５８０２－７０１５
ＦＡＸ　０３－５８０２－７０１６
東京市民法律事務所（送達場所）
被告訴訟代理人　弁護士 B

pdfelement

第１　請求の趣旨に対する答弁
１　原告らの請求をいずれも棄却する。
２　訴訟費用は原告らの負担とする。

第２　請求の原因に対する認否
１　請求の原因第１項（事案の概要）について
否認し、争う。
２　請求の原因第２項（当事者）について
原告らが「すすき野第二団地の　　号室に居住」していることは認める。ただし、原告らが居住しているのは、正確には、すすき野第二団地の「５－２棟」の　　号室である。
原告らが同室に「昭和５５年から」居住していることと、原告らの生年月日

今すぐ透かしを削除する

等については、知らない。

「被告は、同団地の１０３号室に妻敦子と夫婦で居住している。」ことは認める。ただし、被告が居住しているのは、正確には、同団地の「５－２棟」の１０３号室である。

3　請求の原因第３項（被害の発生）について

「平成２８年春頃より、原告の自宅に花のような甘い臭いの煙が入り始め」たこと、「同年６月頃から、原告ら３名全員が、咳・喉の痛み・頭痛・目の痛み等の異常を感じ始めた。」こと、「その後」の「原告らの症状」などについては、知らない。

「その原因」が「階下１０３号室の被告の喫煙が原因であると考えられる」との主張については、否認し、争う。

4　請求の原因第４項（被告との面談）について

「平成２８年９月６日、原告 **Ａ夫とＡ妻**　は、被告方を訪問し、被告及び妻敦子との話し合いを行った。」こと、「その席上、被告は喫煙を認め」たこと、「換気扇の下で喫っている」こともあると話したこと、被告が吸っているのは「ガラムとコルトの２種類の外国製タバコであること」を説明し、「各１本ずつのサンプルを原告に渡した」こと、「９月２２日」に、原告 **Ａ夫とＡ妻**、被告、被告の妻敦子の４名が「団地内の住民である　**Ｔ**　氏（　　室）を第三者の立会人として同席」してもらった上で、「管理組合集会所」において、話し合いをしたことは、認める。ただし、**Ｔ**　氏の自宅は、正確には「　　棟」の　　号室である。

その余は否認し、争う。

この間のやりとり等については、後述する。

5　請求の原因第５項（その後の原告らの動き）について

知らない。

6　請求の原因第６項（原告 **Ａ娘** の病状悪化）について

知らない。

もし仮に、原告 **Ａ娘** において、何らかの「病状」があったとしても、それが被告の喫煙によるものであるとは、考えられない。

7　請求の原因第７項（緊急避難（転居））について

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

知らない。

もし仮に、原告らが「虹ヶ丘団地」にも「わずか８日間しか滞在できず」「やむなく自宅に戻ることとした」というのであれば、なおさら、原告において、何らかの「病状」があったとしても、それが被告の喫煙によるものであるということはできない。

なお、「　　氏の部屋」は「　　号室」ではなく「２０１号室」ではないかと思われる。また「非難」は「避難」の誤記ではないかと思われる。

８　請求の原因第８項（病院での治療と診断）について

知らない。

原告の提出する診断書（甲１～３）は、いずれも、その記載内容を見る限り、原告らの問診のみに依拠して作成されたことがうかがわれるものであり、客観的・医学的な裏付けに乏しく、その信頼性には、疑問がある。このような診断書のみでは、原告の主張する損害の発生は、証明され得ない。

９　請求の原因第９項（弁護士からの要請通知）

原告代理人が「平成２９年４月１９日付の通知書（甲４の１）を被告宛てに出し」たこと、同通知書が「同年４月２０日に送達された（甲４の２）」こと、被告がこれに「返答しなかった」ことは認めるが、被告が「全く誠意ある対応をとらなかった。」ということについては、争う。

その余は知らない。

なお、「相続」は「相談」の誤記ではないかと思われる。

１０　請求の原因第１０項（自宅（自室）への復帰）について

管理組合において、「平成２９年８月１８日付での広報（甲５）を全棟の掲示板に掲示した。」こと、平成２９年１０月頃（その正確な日付は知らない）、「「吸わない人に吸わせていませんか？　あなたの煙」というポスター（甲６）を全棟の掲示板に掲示」したことは認める。

ただし、上記の広報（甲５）およびポスター（甲６）は、少なくとも、本件マンションの居住者が、自らの居室内において、喫煙することを禁止したものではないことは、明らかである。

また、原告代理人が「再び平成２９年９月１５日付の通知書（甲７）を出」したことは認めるが、「その後もなお」「被告の喫煙」「の影響」が「継続的

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

に存在」し、「むしろ被告は原告代理人からの通知書をあえて意識的に無視するかのように、日中から深夜までほとんどひっきりなしにタバコを吸い続けているものと思われ」るとの主張については、否認し、争う。

その余は知らない。

なお、「自を維持しつつ」は「自宅を維持しつつ」の誤字（脱字）ではないかと思われる。

１１　請求の原因第１１項（損害）について

(1) **原告Ａ夫** について

原告Ａ夫 の「被害」（損害の発生）については、否認し、争う。さらに、それが「被告の喫煙による」「被害」であること（因果関係）についても、否認し、争う。

ア　実費としての損害について

原告Ａ夫 が「実費としての損害」として「計１７９万３４５９円」を支出したことは、知らない。

仮に、そのような支出があったとしても、それは「被告の喫煙による損害」とはいえない。

イ　後遺障害等級への該当について

Ａ夫 につき、「後遺障害等級」の「第１４級９号に該当する。」ことについては、否認し、争う。

ウ　慰謝料について

Ａ夫 の「精神的苦痛が著しい」ものであること、「これを慰謝するには少なくとも金１００万円を下回ることはない。」ことについては、否認し、争う。

(2)　原告 **Ａ妻** について

原告 **Ａ妻** につき、「後遺障害等級第５級２号に該当する」ことについては、否認し、争う。

その他、原告 **Ａ妻** の「被害」（損害の発生）については、否認し、争う。さらに、それが「被告の喫煙による」「被害」であること（因果関係）についても、否認し、争う。

(3)　原告 **Ａ娘** について

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

原告 A娘 につき、「後遺障害等級第２級１号に該当する」ことについては、否認し、争う。

その他、原告 A娘 の「被害」（損害の発生）については、否認し、争う。さらに、それが「被告の喫煙による」「被害」であること（因果関係）についても、否認し、争う。

１２　請求の原因第１２項（原告らの主張の法的根拠）および同第１３項（結論）について

否認し、争う。

そもそも、本件マンションにおいて、住民が自らの居室内において喫煙することは禁止されていない。本件では、原告らが被告に対し「喫煙行為を継続」してはならないとする法的根拠はない。

また、原告ら（ことに原告 A娘 ）が「現在ほとんど寝たきりの生活状況」になっていることは、知らないが、少なくとも、それが被告の喫煙によるものであるとは考えられない。本件では、「原告らの被害の原因行為は、被告の喫煙でしかあり得ない」とする医学的・客観的な根拠はない。

よって、原告らの請求には理由がない。

pdfelement

第３　被告の主張

１　平成２８年９月６日のやりとりについて

平成２８年９月６日、A夫 が被告宅を訪ねてきた。被告およびその妻敦子は、A夫 を自室内に入れて、話をした。このとき、被告は、A夫 に対し、２種類のタバコ（ガラムとコルト）を各１本ずつ、渡した。 A夫 とのやりとりは、およそ２０分くらいのものであった。 A夫 は、このとき、被告宅において、原告宅に入り込んでくるというのと同じ臭いを確認することはできなかった。

同日、A夫 が帰った後、少ししてから、原告 A妻 が被告宅を訪ねてきた。被告および妻敦子はまた、原告 A妻 を自室内に入れて、話をした。原告 A妻 は、原告 A娘 が重い病気であることを話したが、被告の妻は原告 A娘 に対し「だからといって、うちが原因であるとは言えない。」ことを話した。原告 A妻 も、このとき、被告宅において、原告宅に入り込んでくるというのと

今すぐ透かしを削除する

同じ臭いを確認することはできなかった。

この日、原告 **A妻** との間で、被告が換気扇の下でタバコを吸った場合に、その臭いが外に漏れるかどうか、実験した。実際に、被告が換気扇の下でタバコを吸ってみて、その間に、被告の妻敦子と原告 **A妻** が被告宅の外で臭いを確認した上で、原告 **A妻** は原告宅に戻り、原告宅内で臭いを確認したものである。しかし、いずれも、タバコの臭いを確認することはできなかった。

その日以来（同月２２日の話し合いのときまで）、被告は、原告宅の臭いについて、本当に自らが原因であるかどうかを確認するために、一本もタバコを吸わずにいた。

２　平成２８年９月２２日のやりとりについて

平成２８年９月２２日、原告 **A夫、A妻** 、被告、その妻敦子の４名で、**T氏** の同席の下、管理組合集会所で話をした。

原告 A夫、A妻 によれば、前回のやりとりがなされた同月６日の後も、原告宅において、タバコの副流煙が充満している状況には、変化がないとのことであった。

このことから、被告は、もし仮に、原告宅にタバコの副流煙が充満している状況があるとしても、その原因は被告にはないことを確信した。被告自身は、同月６日以降、一本もタバコを吸っておらず、また、被告の妻敦子は、もともとタバコを吸っていないからである。

そして、被告が、同月６日から、一本もタバコを吸っていないことを話すと、**A夫** は驚愕し、それであれば「他から入ってきている」と考えるしかないことを認めざるを得なかったものである。また、同席した **T氏** も、事実として、被告が最近タバコを吸っていないにもかかわらず臭いがするとなると、全然違う理由と考えざるを得ないことを指摘した。

こうして、被告は、この日の話し合いにより、もし仮に原告ら宅にタバコの臭いがしている事実があったとしても、その原因が自らにはないことがわかって、安心したものである。

３　被告の主張

そもそも、本件マンションにおいて、住民が自らの専有部分である居室内において喫煙することは禁止されていないのであり、原告らが被告に対し「自宅

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

において、喫煙してはならない。」とする法的根拠はない。

また、原告らの提出する診断書（甲１～３）は、その記載内容からして、原告らからの問診のみに依拠して作成されたことがうかがわれるのであり、客観的・医学的な裏付けに乏しく、その信頼性には疑問があるといわざるを得ない。本件では、原告らが主張するような損害が発生していること（損害の発生）についても、ましてや、その損害が被告の喫煙によるものであること（因果関係）についても、立証がない。

よって、原告らの請求に理由がないことは、明らかである。

以　上

pdfelement